

# 愛岐ケ丘自治会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、住民相互の心のふれあいと親睦を旨とし、住みよい地域社会の維持及び向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、愛岐ケ丘自治会（以下「本会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡及び親睦に関する事項
- (2) 共有施設等の維持管理に関する事項
- (3) 防災・防火防犯・交通安全に関する事項
- (4) 美化・清掃等の環境の整備と保健衛生に関する事項
- (5) 体育の振興と健康増進・文化に関する事項
- (6) 福利厚生・福祉に関する事項
- (7) その他本会の目的達成に関する事項

### (区域)

第4条 本会の区域は、可児市愛岐ケ丘全域とする。

### (事務所)

第5条 本会の事務所は、可児市愛岐ケ丘5丁目2 1 2番地（愛岐ケ丘集会場）に置く。

## 第2章 会員

### (会員等)

第6条 会員、賛助会員及び協賛会員（以下「会員等」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。
- (2) 賛助会員は、第4条に定める区域に空き地、空き家を有する者とする。ただし、表決権は有しないものとする。
- (3) 協賛会員は、第4条に定める区域に住所を有する法人及び団体とする。ただし、表決権は有しないものとする。

#### (入会)

第7条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会する者は、入会申込書及び会員名簿を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会の申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### (退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 本人より退会届が会長に提出されたとき。

#### (会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
3. 協賛会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の権利義務)

第10条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 規約に基づく選挙権及び被選挙権
  - (2) 本会及び地域の事業に参加
  - (3) 本会の運営、活動について、自由な意見の発表
  - (4) 本会の施設の利用
2. 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
    - (1) 会費の納入
    - (2) 規約に基づく諸会議に出席
    - (3) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従う
  3. 退会した会員は、納入した会費その他、抛出金品の払戻しを受けることができない。

### 第3章 役員及び監事

#### (役員及び監事)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長 若干名 (3) 会計長1名
  - (4) 区長 各丁目1名 (5) 総務5名
  - (6) 各専門委員長5名 (7) 子ども会育成会会長1名 (8) 友和会会長1名
  - (9) 組長 各組1名 (10) 相談役2名
2. 本会に監事2名を置く。

(役員及び監事の選任)

第12条 本会の役員は、次の各号のとおり会員のなかから選任する。

- (1) 会長は、選挙又は総会で選任する。
  - (2) 副会長は、総会で選任する。
  - (3) 会計長は、総会で選任する。
  - (4) 区長は、丁目毎に選任する。
  - (5) 総務及び各専門委員長は、丁目で選任する。
  - (6) 子ども会育成会会長は、子ども会において選任する。
  - (7) 友和会会長は、友和会において選任する。
  - (8) 組長は、組毎に選任する。
  - (9) 相談役は、役員を経験した者のなかから会長が委嘱する。
2. 監事は、総会で選任する。
  3. 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼務することはできない。
  4. 選出基準等は、細則で定める。

(役員及び監事の職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を統括する。ただし、規約に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 会計長は、現金の出納、会計書類の整備及び予算決算等を担当し、総会で会計報告を行う。
4. 区長は、その丁目を代表し、組長を統括する。
5. 総務は、全体的な活動計画を担当し、会長を補佐する。また、所属丁目区長を補佐するとともに、所属丁目の専門委員長と協同して活動する。
6. 各専門委員長は、委員会を代表し、活動計画を担当し、その活動の任にあたる。
7. 子ども会育成会会長は、会を代表し、その活動の任にあたる。
8. 友和会会長は、会を代表し、その活動の任にあたる。
9. 組長は、組を代表し、組内の連絡、回覧、広報の配布等を行う。
10. 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、会員に通知し、総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集する。
  - (5) 役員会の議事録及び資料の送付を受けるとし、必要に応じて役員会に出席する。

(役員及び監事の任期)

第14条 役員及び監事の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 欠員により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残存期間とする。

3. 役員及び監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行われなければならない。ただし、失職又は解任されたときはその限りではない。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、最高の意志決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 規約及び細則の制定及び改廃

(2) 役員の選任及び解任

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(5) 自治会費の金額及び徴収の方法

(6) 財産の処分

(7) 総会において、現に出席している会員の過半数の賛同が得られた動議

(8) その他の事項

2. 前項第7号の動議の議決は本規約に定めるもののほか、動議が決議に至らなかった場合は、総会后、速やかに書面による承認をもって議決することとする。

3. 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第10項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による総会の開催請求があったときは、理由の如何を問わず拒む事はできず、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2. 次の各号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会費納入世帯単位一票とする。
  - (1) 事業報告と決算
  - (2) 事業計画と予算
  - (3) 自治会費の金額及び徴収の方法
  - (4) 会長を除く役員を選任
  - (5) その他の通常事項
3. 規約の変更、財産処分及び解散、代表者の代表権の制限及び委任、代表者や監事を選任について、前項の規定は適用されないものとする。
4. 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員又は総会の議長を代理人として表決を委任又は書面をもって表決することができる。
5. 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の各号の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事、相談役、組長を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の各号の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、原則として毎月1回定例会を開催し、必要の都度、臨時役員会を会長が招集する。

- 2. 会長は、役員<sup>3</sup>分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第21条、第22条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分又は担保に供する場合には、総会において会員の4分の3以上の議決を要する。

(費用の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

2. 規約の変更は、可児市長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第38条 本会は、次の各号に掲げる地方自治法第260条20の解散事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員（会員）が欠けたこと

2. 前項第4号に掲げる総会の決議は、会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の決議を得て本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(帷子自治連合会への加入)

第40条 本会は、広域な地域社会の活動に参加するとともに、他の自治会との友好連帯を図る。

(会長の失職)

第41条 会長が第19条2項に違反したときは、直ちに失職する。

(役員解任)

第42条 役員が本規約に違反又は役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の決議に基づいて解任することができる。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登録等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2. 会員から請求があったときは、開示するものとする。ただし、個人情報に抵触するものは除く。

(委任)

第44条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

(役員慰労金)

第45条 役員慰労金は、別に定めるものとする。



附 則

この規約は平成29年4月1日から施行する。

|          |    |            |    |
|----------|----|------------|----|
|          | 沿革 | 昭和54年10月1日 | 設定 |
|          |    | 昭和58年10月1日 | 改定 |
|          |    | 平成 2年 4月1日 | 改定 |
|          |    | 平成12年 4月1日 | 改定 |
|          |    | 平成17年 4月1日 | 改定 |
| 法人格取得に伴い |    | 平成20年 4月1日 | 改定 |
|          |    | 平成29年 4月1日 | 改定 |